

■次世代育成支援行動計画及び次世代育成支援対策地域協議会について

1 次世代育成支援行動計画策定の背景と目的

国は、急速な少子化の進行による社会・経済への影響を考え、平成15年7月に、次世代育成支援対策に係わり、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に役立てることなどを目的とし「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

この法律では、国の定める市町村行動計画等の策定に関する指針に基づき、すべての地方公共団体や従業員301人以上（平成23年4月1日からは101人以上）の事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援に関する10年間の計画的な取り組みを行うことが義務づけられました。

2 計画の策定及び推進体制

次世代育成支援対策推進法では、市町村が定める行動計画の期間は、平成17年度からの10年間となっていることから、幕別町次世代育成支援行動計画は、5年を1期とし、以下のとおり策定しました。

(1) 前期計画（H17～H21年度）

幕別町においては、市町村合併前の平成17年3月に旧2町村で策定した前期行動計画を地域ごとの計画と位置付け各事業を実施しました。

○幕別地域：次世代育成支援対策地域協議会（識見を有する町民8名で構成）で審議

○忠類地域：忠類村次世代育成支援推進協議会（保健福祉課・教育委員会・保育所の担当職員で構成）で審議

(2) 後期計画（H22～H26年度）

合併後に行われた行動計画策定指針の改正を踏まえ、次世代育成支援対策地域協議会（識見を有する町民及び公募による町民の計10名）の中で審議し、一本化した計画を策定しました。毎年、協議会において計画の推進に関する審議を行っています。

(3) 基本理念

次代を担う子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境づくりや、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支えあう地域社会を築くことを目的に、「すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」を基本理念と定めています。

(4) 基本的な視点

基本理念を実現するため、国が示した行動計画策定指針に基づき、9つの基本的な視点を踏まえ、次の7つの領域内容にわたり、65事業を実施していきます。

3 幕別町次世代育成支援対策地域協議会の役割

本協議会は、幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策推進法第21条の規定に基づき設置しました。

また、市町村の子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見反映や子育て支援施策を地域の実情を踏まえて実施するため、国においては市町村の子ども・子育て会議の設置を努力義務としていることに鑑み、幕別町においては、本協議会においてその役割を担っていただくこととしました。所掌事務は、次に掲げる事項についての調査審議です。

○次世代育成支援行動計画の策定・推進に関すること。

○子どもの権利に関すること。

○子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務（市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事等）の処理に関すること。

○このほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。

4 地域協議会の開催実席

(1) 平成21年度開催実績

○開催回数：12回

○協議事項

- ・子どもの権利条例について

条例の策定にあたり、子ども対象調査の集計結果の協議、中学生との意見交換会等を行い、条例案を審議。

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）について

次世代育成支援後期計画素案について審議

(2) 平成22年度開催実績

○開催回数：1回

○協議事項

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）について

計画の進捗状況及び評価について調査審議

(3) 平成23年度開催実績

○開催回数：1回

○協議事項

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）について

計画の進捗状況及び評価について調査審議

(4) 平成24年度開催実績

○開催回数：2回

○協議事項

- ・新委員（10人）の委嘱

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）について

計画の進捗状況及び評価について調査審議

5 計画の公表状況

計画の内容については、町ホームページに掲載、また、実施状況については、年度末に町広報紙に掲載しています。